

# ようこそ、土地改良区へ 〈三重用水土地改良区〉

## ～三重用水土地改良区は、令和2年5月29日付けで 木曾川水系と鈴鹿川水系の治水協定を締結しました～

令和元年台風第19号等による水害の激甚化、治水対策の緊急性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において、既存ダムによる洪水調節機能の早期の機能強化に向けて、令和元年12月12日「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で示されました。構成メンバーは、ダムを所管する省庁（国土交通省、農林水産省、気象庁、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、内閣府）です。

本基本方針に基づき、国内全ての既存ダムを対象に検証しつつ、令和2年度の出水期から新たな運用を開始する国管理の1級水系を対象に①治水協定の締結（令和2年5月）②河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備③事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映（令和2年4月）④工程表の作成（令和2年6月）⑤予測精度向上等に向けた技術・システム開発 について早急に検討を行い、順次実行していくことになりました。

こうした中、三重用水事業で関係するダムは、木曾川水系にある「打上調整池」（所在地は岐阜県）と鈴鹿川水系に

ある「加佐登ダム」となりました。

### 【打上調整池について】

木曾川水系ダム管理連絡調整協議会（構成機関：長野県、岐阜県、恵那市、各務原市、下呂市、不破郡垂井町、加茂郡八百津町、愛知県、名古屋市、三重県、水資源機構中部支社、関西電力、中部電力、イビデン、可児川防災等ため池組合、木曾川右岸土地改良区連合、可児土地改良区、西濃用水土地改良区連合、愛知用水土地改良区、入鹿用水土地改良区、三重用水土地改良区、東海農政局、中部地方整備局）において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者で、「木曾川水系治水協定」を締結し、木曾川水系で運用されているダムの洪水調節機能強化を推進する。

協定の内容は、①洪水調節機能強化の基本的な方針 ②事前放流の実施方針 ③緊急時の連絡体制の構築 ④情報共有のあり方 ⑤事前放流により深刻な水不足を生じないようにするための措置 を定めました。

この中で、打上調整池の洪水調節可能容量は9.9万m<sup>3</sup>（有効貯水量の4.5%）です。

### 打上調整池

